

# 旧制高等学校における「修身」と教養

Ethics and Cultivation at Higher School Under the Old System

渡辺かよ子 (Kayoko WATANABE)

## 1. はじめに

本稿は、旧制高等学校における人間形成について、学科目である「倫理学」と「修身」、教養がいかに関連していたのかについて、当時のカリキュラムにおける修身の位置づけとその教育実態を探求しようとするものである。

本研究の問題意識は、一般教育課程が崩壊した今日の大学における教職課程において、哲学も倫理学も殆ど学んでいない少なからぬ学生が、小中学校教員免許状取得のために「道徳指導法」（必修科目）を履修し、学習指導要領を金科玉条の如く丸暗記し、「授業力」を養うことに注力していることに「大学」教育としての違和感を覚えていることにある。「授業力」は教師が専門職として備えなければならない必須の技量であることは論を俟たないが、ほぼ十年毎に変更され学問的論拠が希薄な「学習指導要領」は普遍的な教育の公理ではない。特に道徳教育の実践には自らの生き方と直結した再帰的な原理の探究が不可欠であり、哲学や倫理学の基礎的学修とそれをめぐる批判的検討があってこそ、生涯にわたる自己形成と専門職たる教師の倫理観の基礎づけがなされると考える。

本稿では大学における専門職養成の在り方の探求の一環として、戦後の教員養成の原理となった「大学」での教員養成の原点確認として、旧制高等学校における「修身」の学科課程とその教育実態を明らかにしたい。周知のごとく、旧制高等学校は戦前の帝国大学進学に向けたエリート養成機関であり、厳しい選抜試験を通過した生徒は旧制高等学校で始めて「教育」ならぬ「学問」を経験した。「顕教と密教」、「天皇制国家の建前と本音」の相克は、その自由な校風と豊かな人間関係の中で止揚され、夫々が自らの生き方とキャリアを選択して帝国大学へと巣立っていった。本稿はこうした旧制高等学校の学科目である「修身」に着目したい。

旧制高等学校における教育と人間形成については、豊富な研究成果が蓄積されている。学科課程については石田がその変遷を概説し<sup>1</sup>、山本は精神形成史の視点から外国語を中心に分析を行っている<sup>2</sup>。一方、吉岡は高等普通教育の視角から、高等学校令施行前後の学科課程の変容を分析し、各科目の教授要目の制定時期と各高等学校での学科課程の変更に關する議論を検討している<sup>3</sup>。本稿ではこれらの成果に学びながら、「修身」の高等学校教育全体における位置づけと教授要目の変遷を分析し、旧制高等学校でどのような「修身」の授業がなされていたのか、当時の学生生活の原風景と学生の講義ノートから試論的に検討したい。これらの作業を通じて、戦後の単線型学校教育体系への移行により「大学」に包摂されるようになった小中学校教員養成「道徳指導法」の前提となるべき「倫理学」や「倫

理学」教育はどのような内容構成を備えるべきなのか考えてみたい。

## 2. 「高等学校令」に至る学科課程の変遷：「倫理」から「修身」へ

旧制高等学校の学科課程は、1886（明治19）年の「高等中学校ノ学科及其程度」（文部省令第16号）、1894（明治27）年の「大学予科規定」（文部省令第18号）、1900（明治33）年の「高等学校大学予科学科規定」（文部省令第13号）により、高等学校の大学予科としての性格が明確化される過程で学科目が整備されてきた。1918（大正7）年の「高等学校令」（勅令389号）によって、高等学校は中学校に接続する「高等普通教育機関」となり、学科課程は、翌1919年3月に「高等学校規定」（文部省令第8号）によって定められ、以後、同規定に基づく教授要目が提示され、改訂されていく。

こうした旧制高等学校の学科課程全般の変容過程にあつて、「修身」は1910（明治43）年の学科課程改正によって「倫理」から名称変更されて誕生した<sup>4</sup>。既に「倫理学」の訳語が定着したこの時代には、多数の倫理書籍の出版と共に、西洋から輸入された「倫理学」が東洋思想（儒教・仏教等）の概念によって、学問領域ならびに「国民道徳」を含む国家倫理学へと再構築されていた<sup>5</sup>。こうした動きは高等学校の学科課程と教授要目の変遷にも如実に現れている。以下、その変遷を分析していく。

当時、高等学校にあつては、大学への準備教育として学科目の整備が進められ、「倫理」は1894（明治27）年の「大学予科規定」において新たに3部（法文科、工理農科、医科）共通におかれるようになったが、授業時数に関する規定はなかった。1900（明治33）年には「高等学校大学予科学科規定」（文部省令第13号、官報第5127号明治33年8月4日）によって、「倫理」は最終第3学年に置かれるようになり、「倫理」を第3学年に置いた趣旨は、同日の訓令（文部省訓令第9号）によって以下のように説明されている<sup>6</sup>。

…抑モ高等学校ノ生徒ハ既ニ小学ヨリ中学ニ至ルマデ多年ニ涉リテ実践道徳ノ教育ヲ受ケ来リタルモノナルヲ以テ高等学校ニ於ケル倫理科ハ故ラニ修身ニ関スル授業ヲ施サス学校長常ニ德育ノ中心ト為リ機ニ臨ミ生徒ヲ訓誡シ各教官ニ於テモ適切ノ方法ニ依リ常ニ其ノ品性ヲ誘掖陶冶スルコトヲ務メ第三学年ニ至リ近世学理ノ上ヨリ人倫ノ大道ニ関する稍々高尚ノ知識ヲ与ヘ平素学習セル科学上ノ知識トノ調和ヲ図リ以テ倫理教育ノ上ニ円満ナル成果ヲ収メルコトヲ望ム  
（文部省訓令第9号、明治33年8月4日）

1900（明治33）年には、このように「倫理」の内容は小中学校でなされてきた実践道徳を主体とする「修身」ではなく、「倫理学」であること、そしてそれが日常学んでいる学問科学と調和するような倫理教育が求められている。

しかしながら、「倫理学」を主体とする小中学校の教育とは異なる学科目「倫理」の在り方は、1910（明治43）年11月1日の学科課程改正（「高等学校大学予科学科規程中改正」文部省令第26号）によって、「倫理」が「修身」に名称変更されることで大きく変容する。これは「戊辰詔勅」の渙発（1908年）から「大逆事件」、国民道徳教育振興の建議（1911年）に至る強圧的な国家主義的動きの只中で行われた。

1918（大正7）年の「高等学校令」（勅令389号）によって、高等学校は中学校に接続する「高等普通教育機関」となり、法制上、大学予科ではなくなった。その結果、高等学校の学科課程は、翌1919（大正8）年の「高等学校規定」（文部省令第8号）によって定められるようになった。その第五条において修身は以下のように規定されている。

修身ハ教育ニ関スル勅語の旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ実践躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス  
修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ国家、社会、家族ニ対スル責務並人格修養ニ関シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我  
国民道德ヲ会得シ其ノ実行ニ努メシムヘシ  
（文部省令第8号、大正8年3月29日）

ここには、修身科が教育勅語の趣旨に基き、道德上の思想と情操の養成と実践を勸奨するため、道德の要領を授け、国家社会家族への責務と人格修養に必要な事項を知らしめ、特に日本の国民道德を会得実行することを目指すことが記されている。上記を受け、文部省は高等学校の教授要目の作成を開始した。1922（大正11）年の自然科学以後、毎年1～2科目の教授要目が作成され公表された。「修身」の教授要目の制定は遅く、1930（昭和5）年6月に定められている<sup>7</sup>。次節では1930（昭和5）年から敗戦に至るまでの修身科教授要目の内容とその変遷を辿っていく。

### 3. 旧制高等学校における修身の教授要目の変遷

#### 1) 修身科教授要目（1930（昭和5）年6月）

##### <教授方針>

旧制高等学校の「修身」の教授要目が初めて定められたのは1930（昭和5）年である。同年6月の「高等学校高等科修身教授要目」（文部省訓令第12号）には、「修身」の教育方針が以下のように記されている。

修身ノ教授ハ高等学校令第一條及高等学校規定第五條ノ趣旨ニ基キ青年期ニ於ケル精神生活ノ實際ニ鑑ミ  
ソノ健全ナル発達ヲ助成シ特ニ道德的自覚ヲ深クシ国民道德ニ関スル信念ヲ篤クシ道德問題ニ対スル正確  
ナル批判力ヲ養フコトニ努ムヘキモノトス  
（文部省訓令第12号、昭和5年6月5日）

ここで注目すべきは、精神生活の健全な発達、特に道德的自覚の深化、国民道德に関する信念を篤くし、道德問題に対する「正確なる批判力」を養うよう努力すべき、と記されている点である。高等学校規程第五条を前提とするも、ここでは特に「教育勅語」に触れていない。

##### <教授事項>

具体的な教授内容については、上述の教授方針に則り、実践道德、国民道德、倫理学の3分野から構成される教授事項が具体的に次のように記されている。

実践道徳ニ関スル事項（約三十時間）

- 一 高等学校生活、学校生活ト家庭、交友等
- 一 青年期ノ心理、体育ト保健、情操ノ涵養
- 一 自由と自治、自律と他律、責任感
- 一 正義、人道
- 一 修学ノ態度
- 一 道徳の意義、自覚、人格価値
- 一 社会生活ノ意義、社会連帯
- 一 遵法ノ精神、立憲国民ノ本務

国民道徳ニ関スル事項（約三十時間）

- 一 国民道徳ノ意義、国史ト国民道徳
- 一 家族制、祖先尊崇、忠孝一致
- 一 神道、武士道
- 一 国際道徳、国家主義ト国際主義
- 一 日本国民ノ使命、東西文化ノ融合、世界平和ヘノ貢献
- 一 国家、国体、政体
- 一 国民性、国民意識
- 一 外来思想ト国民道徳

倫理学ニ関スル事項（約三十時間）

- 一 倫理学ノ問題、対象及方法
  - 一 良心、人格、自由
  - 一 倫理学説批判、功利主義、唯理主義、人格主義等
  - 一 道徳ト宗教、芸術、政治、経済等
  - 一 道徳的判断、善、正
  - 一 個人、社会
  - 一 行為、品性
  - 一 理想、本務、徳
- （文部省訓令第 12 号、昭和 5 年 6 月 5 日）

続いて教育方法については、上記 3 分野をそれぞれ 1 学年に配当、あるいは適宜分合、順序を変更してもよいとし、教育目的を達成するために権威ある典籍を用いてもかまわない、と記している。後の教授要目と比較して簡潔な内容となっているが、実践道徳、国民道徳、倫理学に関する事項のバランスが考慮された構成となっている。

## 2) 修身科教授要目（1937（昭和 12）年 3 月）

### < 教授方針 >

1930（昭和 5）年に提示された修身科教授要目は、7 年後の 1937（昭和 12）年 3 月に改訂されている。今回の教授要目改訂は、修身科の単独の改訂ではなく、国語及漢文、歴史、地理、哲学概説並びに法制及び経済科教授要目も同時に改訂されている。高等学校高等科修身教授要目（昭和 12 年 3 月 27 日、文部省訓令第 7 号）には、教育方針は以下のように記されている。「修身科ニ於イテハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ体シテ我ガ国体ノ本義ヲ闡明シ以テ皇国ノ道ニ徹セシメ其ノ実践躬行ニカメシムベシ」とし、初めて教授要目に教育方針として「教育勅語」「国体ノ本義」「皇国の道」が特記され、続いて以下の三つの項目が掲げられている。

- 一 人間ハ歴史的・国家的存在ニシテ国民トシテ初メテ完キモノナルコトヲ会得セシメ批判・反省・自覚ヲ通ジテ個人生活ト国家生活トヲ統一スベキ所以ヲ明ニシ道徳ガ必ズ歴史的・国家的ナル具体生活ノ実践ナルコトヲ知ラシメ率先躬行以テ国民ノ指導者トシテノ修養ニカメシムベシ
- ニ 歴史的及風土的ニ我ガ国民生活ノ特質及様相ヲ究メ以テ皇国ノ道ノ由来ト本質トヲ明ニシ我ガ国民道

徳ハ国体ニ淵源シ之ニ帰一スベキモノナル所以ヲ知ラシメ而モ之ヲ抽象的知識タラシメズ行的ニ体認セシムベシ

- 三 東西ノ道徳及其ノ学説ヲ歴史ニ即シテ検討シ夫々ノ特質ヲ理解セシムルト共ニ皇国ノ道ガ古今東西ニ通ズル所以ヲ明ニシ以テ東西文化ヲ統一発展セシムベキ日本国民ノ使命ヲ自覚セシムベシ

(昭和 12 年 3 月 27 日、文部省訓令第 7 号)

ここでは、それまでの教授要目には記されていなかった「教育勅語」の趣旨体现と「皇国ノ道ノ闡明」を通じた「皇国ノ道」の徹底実行が記されるようになり、具体的には、①歴史的国家的存在として個人生活と国家生活の統一によって国民の指導者として修養に努めること、②歴史的風土的な日本の特質と皇国の道の由来本質から我が国民道徳は国体に淵源帰一することを抽象的知識ではなく行的に体認させること、③東西の道徳学説の歴史と特質を理解し皇国の道が東西に通じることを明らかにすることで東西文化を統一発展させる日本国民の使命を自覚させること、が修身科の教授方針とされている。

### < 教授事項 >

今回の教授要目の改正では、分合増減や順序変更は認められているものの、以下のような学年毎の内容構成が提示されている。

#### 第一学年（約三十時間）

##### 一 高等学校生活

- (一) 人トハ何ゾヤ 自然的存在、歴史的存在、社会的存在、国民的存在  
(二) 国民ノ指導者ト其ノ資格 信念、気迫、識見、徳行、情操、健康  
(三) 道ノ修養、学問ノ精神 (四) 校風

##### 二 青年と修養

- (一) 師弟ノ道・学友ノ道 (二) 分・礼・恩・敬・愛・信  
(三) 良心・正義・規律・奉仕  
(四) 自由・責任・自律・自治 (五) 人生ニ対スル疑問、理想ト現実  
(六) 心身ノ鍛錬・勤労・体験 (七) 公共団体・公衆道徳・国際親善・国際協力

##### 三 家及国

- (一) 家 (二) 家ノ歴史的な性格 (三) 国  
(四) 国ト歴史的運命・自然的環境・文化的創造・道徳的使命  
(五) 国体・忠・孝・遵法・奉公

#### 第二学年（約三十時間）

- 一 国民・国民性・国民精神 二 我が国民生活ノ歴史的・風土的特殊性  
三 西洋道徳・東洋道徳及我が国民道徳 四 我が国民道徳ノ淵源トシテノ国体  
五 皇国ノ道ノ本質ト其ノ発展性  
六 皇国ノ道ノ具現

- (一) 大御心ノ奉戴・祭政一致・清明心・荒魂・和魂・産霊 (二) 尊皇・忠孝一致  
(三) 仁愛正義ノ実現トシテノ皇国 (四) 慈悲・報恩 (五) 武道・芸道・士道  
(六) 包容・同化

七 皇国ノ道ノ体现

第三学年 (約三十時間)

- 一 人間生活ト道德 道德ト宗教・芸術・法律・政治・経済等トノ関係  
二 道德ノ原理ノ学トシテノ倫理学 三 西洋倫理思想史ト其ノ批判  
四 東洋倫理思想史ト其ノ批判 五 日本倫理思想史ト其ノ批判  
六 現代文化ノ批判・我ガ国現代文化ノ批判 七 皇国ノ道ノ普遍性  
八 東西文化ノ統一発展ト我ガ国民ノ使命 九 皇運ノ扶翼・皇威ノ宣揚

(昭和 12 年 3 月 27 日、文部省訓令第 7 号)

ここでは 1930 (昭和 5) 年の教授要綱とは比較にならない程、各学年の授業で扱うべき具体的詳細な内容提示がなされるようになっている。

### <教授上の心得及注意>

続いて、同訓令第 7 号には、以前にはなかった<教授上の心得及注意>として、以下 9 点が示されている。

第一は、具体的人間生活は歴史的国家的基礎に立つということに留意すること。個人生活を基礎とし、国家生活を二次的なものとして人間・人格・良心・正義・自由・行為等を個人主義的立場で考察し、個人生活の抽象的理論と歴史的国家的事象とを二元的に対立分離する弊害に陥らないようにすること。

第二は、修身科固有の任務と地位を自覚し、他教科との連関を密接に行い、全体的統一ある立場に立ってその教育的意義を徹底させるよう努めること。

第三は、徒に専門的知識の体系的教授に陥らないようにすること。生徒の生活や心理の実際に即し現実の国家活動や社会動向に留意し、青年期の精神的動揺及び人生観、世界観、国家観上の疑問や苦悩に対し、徹底的懇切な指導を行うよう努めること。

第四は、生徒の真理探究の熱情と理論的要求を十分に理解しこれを充たすよう努力する一方、抽象的理論に終始し概念の遊戯に陥らないこと。

第五は、道德生活に関する疑問を生徒自ら究明する精神態度の養成と共にその疑問を捉えた自覚喚起、理論と実践の統一、信念と実践力の育成に努力すること。

第六は、国民的使命の自覚は肝要であるが、皇国の道の意義を誤って偏狭固陋なる国家観に陥り排外的独善の傾向に流れることがないようにすること。

第七は、教室内の教授で終止せず、学校生活を通じた実行と人格的感化を及ぼすよう努めること。

第八は、教授内容は他教科との全体的統一を失わないよう、学科内容の決定は必ず慎重協議し、学年途中の臨時打合せを怠ることなく、各科分立の弊に陥らないようにすること。

教科書の選定は、厳密に注意し統一的立場から決定すること。

第九は、教授方針の徹底の重視と共に、各教授項目の分合増減や順序変更は問題なく、全体的趣旨に戻らないことを目指すこと。

ここでは各学年における具体的内容構成の提示と共に、その教授上の心得が記され、全体としては、他教科との連携統一と実践の強調、世界観や国家観等、当時の社会情勢を反映した青年期特有の課題にも留意していることが特筆される。

### 3) 臨時教授要綱 (1942 (昭和 17) 年 3 月)

さらに 5 年後の 1942 (昭和 17) 年 3 月には「高等学校高等科臨時教授要綱」が発表され、修身科は「道義科」に名称変更されると共に、内容もより一層国家主義的なものとなっている。高等学校高等科の教育そのものは以下の趣旨によることが述べられている。

- 一、皇国ノ道ヲ修メ世界ニ於ケル皇国ノ使命ヲ体得シクク国家ノ重キニ任ジ大東亜新秩序建設ノ大業ヲ翼賛シ奉ルベキ材幹ヲ錬成スベシ
  - 二、至誠純忠ニシテ敬神崇祖ノ念ニ篤ク気節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ剛毅果斷ニシテ進取ノ氣象ニ富ム指導的人物タラシムベシ
  - 三、身心一体ノ鍛錬ヲ重ンジ質実剛健ノ気風ヲ振励シ高邁闊達ノ気宇ヲ涵養スベシ
  - 四、知行一如ノ学風、自発的・共同的・実践的ナル学習ヲ重ンジ思索ヲ精ニシ識見ヲ長ジテ文化創造ノ根原カヲ培フベシ
- (昭和 17 年 3 月 30 日、文部省訓令第 7 号)

これらの教育趣旨に続き、各科目の教授方針が記されている。修身科から名称変更された「道義科」の教育方針は、以下のように記されている。

道義科ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉ジテ我が国体ノ本義ヲ闡明シ以テ皇国ノ道ニ徹セシメテ至誠純忠ノ信念ノ確立ト皇国臣民タルノ徳操識見ノ涵養トヲ期シ特ニ青少年学徒ニ賜ハリタル勅語ノ趣旨ヲ体シテ将来国民ノ指導者トシテ大東亜新秩序建設ノ重責ニ任ジ皇国ノ使命遂行ニ挺身邁往スルノ実践カヲ啓培スルヲ以テ要旨トス

- 一、各学年ヲ通ジテ教育ニ関スル勅語ヲ始メ神勅聖訓ノ奉戴ニ徹底セシムルヤウカムベシ
- 二、皇国ノ道ヲ明ラカニシ祖先ノ遺風ヲ体得セシメ以テ国民的信念ヲ啓培シ特ニ先哲偉人忠臣烈士ノ生命ニ触レシムルヤウカムベシ
- 三、国民ノ指導者タルニフサハシキ雄大闊達ナル気宇ト剛毅果斷ノ実践カトヲ獲得セシムベク常ニ生徒ノ自発的活動ノ暢達振張ヲ図ルト共ニ身心ノ修養、生活ノ訓練ニツキテハ厳正ナル具体的指導ヲナスベシ
- 四、我が国民生活ノ歴史的風土的特質及ビ様相ヲ究メ以テ皇国ノ道ノ由来ト本質トヲ明ラカニシ我が国文化ノ一切ハ国体ニ淵源スルモノナル所以ヲ実践活動ヲ通ジテ体認セシムベシ
- 五、皇国ノ道ニ則リテ東西ノ文化及ビソレガ基クトコロノ思想ヲ夫々ノ歴史ニ即シテ検討シ以テソノ特質ヲ理解セシメ之等ヲ醇化統一スベキ我が国ノ使命ヲ体得セシムルト共ニ正シキ世界文化創造ノ問題ニ関シテ生徒ノ自発的ナル思索、研究等ヲ指導促進スベシ

六、本科ガ諸学科ノ中枢的地位ニアル所以ヲ明ラカニシ授業時間ノ一部ヲ以テ本科ノ目的達成ニ資スベキ  
学級訓練、校長訓話、特別講演、実地見聞等ニ充テ又知行一如、師弟同行、俱学俱進ノ修練ニヨリテソノ  
実ヲ挙グルヤウ全校一致ノ努力ヲ致スベシ

上記に続き、全学年及び各学年の教授事項が詳細に記されている。全学年に亘って扱うべき事項として、「神勅聖訓の奉体」が掲げられ、単なる字句の解釈や暗誦に止まらない訓練と態度の育成が強調されている。続いて第一学年において扱うべき事項として、「一、高等学校ノ精神ト生活」「二、学問・求道ノ精神」「三、国民ノ指導者」「四、修養、鍛錬」「五、人生ノ諸問題」が掲げられ、第二学年においては「一、我ガ国体」「二、国体観念ノ明徴」「三、皇国ノ道ノ具現」「四、皇国ノ道ト外来文化」「五、皇国ノ道ト現代日本（一）皇室典範、帝国憲法（二）現代日本ノ政治、経済、軍事、思想、文化（三）皇国ノ道ト世界新秩序建設」が取り上げられている。最終学年である第三学年では「一、国民生活ト道義」「二、道徳ノ理論的反省」「三、国家及ビ国民生活」「四、東洋及ビ西洋ノ道徳思想ノ特質トソノ批判」「五、道義ニ基ヅク世界秩序ノ建設」の項目が立てられ、説明がなされている。

また、教授上の注意として、①典籍による古典精神や先哲偉人の精神に触れさせ、学級訓練、訓話、特別講演会の機会を設けること、②見学や参拝、勤労、礼法、行的行事等によって団体行動や日常生活訓練、寄宿寮生活と関連させて敬神崇祖、孝養の念の喚起等の実践指導を行い、体錬科や学校修練組織との関連に留意すること、③他の諸学科との関連を密接にして目的達成を図り、教育内容は全校的立場から慎重に決定すること、④徒らに専門的教授の体系的教授に陥ることなく、生徒の生活や心理の実際に即して現実の国家活動や社会動向に留意して教授すること、特に青年期における精神的動揺や人生観・世界観・国家観上の疑問や苦悩については生徒が自ら究明しようとする精神や態度を養わせ、そうした疑問や苦悩を通じて信念と実践力を得るよう指導すること、等が記されている。

以上、1930（昭和5）年と1937（昭和12）年の修身科の教授要目、1942年の道義科の教授要目を概観してきた。総じて、1930（昭和5）年当初は簡潔な要点のみが示されていたが、次第に「教育勅語」「皇国の道」に沿うよう具体的な教授内容が学年配当も含めて詳述されるようになっていくことが判明した。

#### 4. 「修身」の教育内容：学生のノートより

##### 1) 高校生活の概要と「修身」

以上のような変遷を遂げた旧制高等学校の「修身」の教授要目であるが、実際の授業はどのような内容が取り扱われていたのであろうか。旧制高等学校の学生生活については生徒による寮生活や部活動等多くの言及がある。一方、学習面についての回顧では、圧倒的に語学系の教員に関する言及が多く、「修身」の授業に関する言及は少ない。

また当時多くの旧制高校志願者や関係者が読んだであろう帝国大学新聞高校部編『高等学校：進路と展望』<sup>8</sup>においても、生活編で様々な新しい高校生活について解説がなされているが、修身科に関する言及は極めて簡素である。同書は1932（昭和7）年11月3日に初



版印刷され、5日後の11月8日には第4班が出版されている。序においては、吉田熊次が「中学—高校—大学」を展望し高等学校を目指す中学生が必ず心得ておくべき事項を網羅した現役大学生によるフレッシュな体験に基づく指南書として推奨している。同書は、高等生活の意義を以下のように述べている。

高等学校は人間の強き人格と高き理想とを生む、学生界の中堅である。人間の永い教養過程に於て高校三年の生活こそ一番有意義、一番印象強く、一番収穫の多い年月であるとは先輩達の告白である。実に青春の氾濫をこの広野に彷徨いうる者は幸である。この幸、この高校生活の意義は何よりも靈魂の解放、精神自由の意識にあらう。今までの窮屈な中学教育の環境から放たれて、大空を翔ける鳥のように雲の徂徠、風の自由、海の浩濶を心に蓄える。新しい理想に触れ、新しい情意の生活に親しみ、外からの刺激印象に対する感受と反応とが成長する、感激が沸騰する。…真理と感激との泉、魂のふるさと—高等学校。<sup>9</sup>

また具体的な高校学校の「教室での生活」について、以下のように述べている。

中学校から高等学校に進んで、生活の変化は寮生活などの周囲に起る許りではない。教室に出て真先に教科書や教授ぶりなどが変わってしまうので面食う。教科書を用いる語学や実験製図などを除いては普通の講義はノート筆記が大部ある。<sup>10</sup>

同書では続いて、科目と時間数が紹介され、修身科については「実践道徳、国民道徳、倫理学等である」<sup>11</sup>と述べられるに止まり、語学や哲学概論等の記述と比べると極めて簡単な記述となっている。これらから高等学校における修身科は筆頭科目であったとはいえ、少なくとも学生にとってはさほどの存在感のない学科目であったと見なしていいと思われる。

そうした高等学校における修身科について、以下では試論的に現存する当時の学生による三つのノートからその教授内容を分析したい。一つ目は教授要目が出される前の1928（昭和3）年に記された太宰治（津島修治）の弘前高校時代の修身ノート（担当：宮城敏夫）、二つ目と三つ目は、1937（昭和12）年の修身科教授要目が発表された後の1938（昭和13）年の池田光二の水戸高校時代の修身ノート（担当：伊豆山善太郎）と、1939（昭和14）年の笠井晶二の高知高校時代の修身ノート（担当：池浦孝忍）である。

## 2) 太宰治の修身ノート（1928（昭和3）年、弘前高等学校、宮城敏夫の講義）

太宰治（本名：津島修治）は1927（昭和2）年に弘前高校に入学した。「修身」は3年間にわたる文理共通の必須科目で、現存する自筆ノートは表紙に「宮城教授」とあり、第二学年のものと思われる。宮城教授とは宮城敏夫のことである。宮城は吉野山の山法師の次男として生まれ、幼くして父を亡くし、聖護院の小僧をしながら学校に通い、京都大学で学んだ人物である。1928年に生徒主事として弘前高等学校に赴任した宮城は、僅か1年半

で当時の戸沢校長と衝突して辞職し、龍谷大学、京都大学での勤務を経て、平等院の院主となった<sup>12</sup>。宮城が着任した弘前高校では1929（昭和4）年2月に前校長鈴木弘の公金費消の真相解明を求める学生のストライキ事件が起こり、後任の校長として山口高校から着任したのが戸沢正保であった。戸沢は前任者以上の強圧的な校長で、社会科学の弾圧を公言すると共にカフェーへの立ち入りも厳禁した。宮城はこうした戸沢と衝突した。

太宰は病弱を理由に寮には入らず知人宅に下宿して通学していた。既に作家志望を固め、1年次に芥川龍之介の自殺に衝撃を受けた太宰は、2年次以降、成績は急降下し、創刊した同人誌や校友会雑誌に作品を発表している。芸妓に親しみ、消極的ながら新聞雑誌部員も務めている<sup>13</sup>。

太宰は高校時代の自筆ノートを何冊か残している。こうした自筆ノートの一冊が「修身ノート」であり、高校2年生の太宰が着任早々の宮城教授の講義を受講し、その内容を記録している。修身ノートによれば、宮城教授の講義は、以下の四部から構成されている。①吾人ノ国家観及び吾国体、②国家ト個人ナラビニ愛国心、③歴史上ヨリ見タル吾国ノ特性、④日本民族ノ外観（日本民族及国民、日本ノ国民国家、日本社会運動ノ諸傾向ト我ガ氏族性）である<sup>14</sup>。

①では、西洋の天賦人權思想の紹介と個人に先立つ国家という立場から批判がなされている。②では国家を承認しない破壊的社会運動は禁圧されるべきであるが、健全な運動は圧迫されてはならないとし、マルクス主義階級観の誤謬と共に、天皇制は階級を超越するものとして擁護されている。③では奈良時代以後の日本の国体の発生の経緯と氏族の自由連合としての天皇制の独自性を説いている。④では明治期に資本主義制度の打倒を目指した社会党の活動を単なる外国の模倣とし、階級的社会的に統一された民族的国民国家こそ今の日本に求められているとした。総じて、階級史観と国体との両立を試みる折衷主義の立場からの「修身」の講義であった<sup>15</sup>。

こうした全体的な内容にあって、特筆すべきは、「万世一系」の皇統に全くふれず、記紀神話を作り話として講義していることである。学生が幼少期以来親しんできた記紀神話を「吾人ノ批評的精神ガコレヲ許サヌ」とし、「歴史デハナク作り物語」である神代史は講義内容から捨て去らねばならないとしている<sup>16</sup>。愛国心についても、「国民道德論」としての武士道精神には言及せず、封建時代の武士の忠誠は自らの君主に留まり、国家とは没交渉で国家なるものの理解があったかどうかとも疑わしいとしている<sup>17</sup>。また、当時の学生の社会運動については、「真理討究ノ名ニ隠レテ盲信的信仰ニ依ル實際運動ヲ起スガ如キハ吾人学生トシテハトクニツツシムベキコトデアツテ真理非真理ノアラソヒ思索研究ニ依ルノ他全ク解決ナキコトヲ知ラネバナラヌ。」としている<sup>18</sup>。

太宰の「修身」ノートでは、上記の内容以上に目をひくのは多くの落書きである。そこには多くの人物画とサインが記され、太宰にとって講義内容はそれほど魅力的でなかったようである<sup>19</sup>。尚、上記の講義内容は、本庄栄治郎『日本社会史』改造社1924年と中島重『多元的国家論』内外出版1922年、津田左右吉『文学に現はれたる我が国民思想の研究』洛陽堂1918～21年が底本となっていることが指摘されている<sup>20</sup>。

### 3) 池田光二の「修身ノート」(1938(昭和13)年、水戸高等学校、伊豆山善太郎の講義)

池田光二の「修身ノート」は旧制高等学校記念館(松本市)に所蔵されている<sup>21</sup>。東京出身の池田は暁星中学校から1936(昭和11)年に水戸高等学校に入学し、1939(昭和14)年3月に京都帝国大学に進学している。首都圏に比較的近い水戸高校では、学生のほぼ3分の1は東京出身で池田もその一人であった。1学年下に柔道部に所属した金子兜太(文乙)がいた。池田は野球部に所属しインターハイでの優勝を目指す一方、水戸を知り日本文化の神髄探求を目指す課外講座である尚古会を設立した。尚古会の例会は毎週土曜日で開催され、学内の教授が講演を依頼され、20名程の学生が集まり議論した。当時の水戸高校では学生主導による短歌会や俳句会、映画研究会等が教員の指導を受けながら開催されていた。尚古会には、池田の「修身ノート」の講義を担当した伊豆山善太郎も「日本芸術、禅」というテーマで講演を行っている<sup>22</sup>。

東京下町の貧しい商人の家に生まれた伊豆山は一高、東大社会学科を1922(大正11)年に卒業し、関東大震災による被災の後、水戸中、東京府立五女で教えた後、姫路高校から水戸高校に転勤してきた。社会学一般を教え、日本の芸術、禅などに造詣深く、「茶禅一味」「和・敬・清・寂」を旨とした<sup>23</sup>。

池田の「修身ノート」は、表紙に「修身科 伊豆山教授 仏教倫理 文三乙池田光二」と記されている。ノートは表紙に校章とローマ字表記の高校名が印刷された水戸高校オリジナルのものである。3年次の授業であり、東洋文化の神髄であり日本文化を基礎づける仏教の倫理性について、原始仏教から近代にいたるまでの各宗派の戒律が概説されている。これらとキリスト教等の外国の宗教との比較を行ない各宗教の共通性を以下のように述べている。「本来宗教モ道徳モツノ生活ノ活動デアル限り実ハ共通ノ根底ニ立ツ、ソレハ自他ヲ超エシ世界、仏教的ニ云ヘバ(空)ノ世界である。人々ハコノ世界ヲ皆持ッテ居ルガ唯自覚シナイ、日々用ヒテ而モ之ヲ知ラザルノミ、仏教ハコノ世界ニ人々ヲ気付カシメ且ツ之ニ至ラシメントスル教デアル、ソレ故座禅ノ如キ特別ナル宗教的ノ行ノ重ンゼラルトハ元ヨリ乍ラ、同時ニ道徳ガ強調セラルトノハ宗教モ結局全人格的完成ヲ目標トスルモノタル以上スコブル自然デアル。」<sup>24</sup>

同講義では、仏教の戒律が禅を中心に体系的に論じられ、内外の諸宗派の共通点と特徴と共に仏教諸宗派の国家観が概説されている。「…之等ハ元来日本人ガ忠君愛國ノ念ニ富ミシ結果ナルガ、今時ニ無ノ宗教タル仏教ガ一神教ノ如ク国体ニ衝突スル所少ナカリシタメデアル」とし、西洋のような学術文化との衝突は見られず、寧ろ仏教は文化の保持に任じ、日本文化の大半は仏教文化であるとしている。続いて道教や老荘思想の中国やインド、キリスト教の天命概念との違いや各宗教や文化の特徴にも解き及んでいる<sup>25</sup>。

### 4) 笠井晶二の「修身ノート」(1939(昭和14)年、高知高等学校、池端孝忍の講義)

笠井晶二の「修身ノート」も旧制高等学校記念館(松本市)で所蔵されている<sup>26</sup>。徳島県出身の笠井は京都一中から1939(昭和14)年に高知高校(文甲)に入学し、京都帝国大学

に進学した。笠井は1年次の秋に高知高校で排球部を創設し、主将として活躍した。創部実質2年目の1941（昭和16）年夏にはインターハイに初参加のはずが中止となるが、秋には高知県教員団チームを破り、明治神宮国民体育大会の高知県代表として参加した。第一回試合で台湾教員団チームに敗れるも、学生チームの参加は東大（一高）と高知高校だけであったという。笠井は大学でもバレーボールで活躍し、1943（昭和18）年12月には学徒出陣で舞鶴海兵団に入隊し、二等水兵となった<sup>27</sup>。高知高校では、笠井の一つ上の学年に木村久夫（文甲）、一つ下の学年に京極純一（文甲）が在籍し、塩尻公明が「法制経済」の講義で静かな天皇制批判を展開していた<sup>28</sup>。

笠井の在学中の『高知高等学校一覽』の学科課程には「修身」の学年配当について、第一学年は実践道徳と国民道徳、第二学年は国民道徳と倫理学大意、第三学年は同上、と記載されている<sup>29</sup>。笠井の「修身ノート」には60頁以上にわたる講義の記録が記され、内容から池浦孝忍による講義ノートと断定できる。なぜなら、ノートの表紙には「修身」とのみ記されるも、最初のページの冒頭に「日本精神の論理的闡明」と題目が記され、緒論、本論と続いており、この題目と内容が、池浦が1941（昭和16）年4月に出版した『日本精神の体系的闡明』<sup>30</sup>と重なり、ほぼ同一だからである。「修身ノート」は、欠落や一部書き手が異なっている部分もあり、また全体的な構成や章節も必ずしも整っているわけではないが、修身ノートに記載された内容が著作で詳述されている。

「修身ノート」ではその緒論で本居宣長と万葉集の柿本人麻呂の歌から「神ながら、言挙げぬ国」が日本精神の神髄を示しており、この語を解説することから日本精神の真の意義を明らかにすることができる<sup>31</sup>と記されている。池浦は、①神、②ながら、③言挙げぬ、④国、を取り上げ、それぞれを関連づけながら循環的に解説を加えている<sup>32</sup>。池浦は、日本精神を外部から批判的に眺める哲学型研究、客観的に神話や歴史的事実を記述する歴史型研究（考証型研究と注釈型研究）を止揚する国学型研究の立場をとり、記紀を根拠に主観や独断を加えず、そこに含まれる日本精神の発揚を目指している。著作ならびに「修身ノート」でも、記紀を中心に日本の古典を引用しつつ、日本精神の特徴を西洋の政治思想、文化、歴史との比較から明らかにしている。

## 5. おわりに

以上、旧制高等学校の「修身」の教授要目の変遷と学生生活の原風景、ならびに試論的に1928（昭和3）年の弘前高等学校、1938（昭和13）年の水戸高等学校、1939（昭和14）年の高知高等学校の学生の修身科の講義ノートを分析した。試論的ではあるが、ここで明らかになったのは、教授要目が変更され具体的な教授事項が提示されても、実際の教室での講義内容はさほど影響を受けず、それぞれの教員が独自の幅広い教養を駆使した、小中学校の「修身」とは異なる日本精神や仏教倫理を含む「倫理学」的修身を講じていることである。そこでは抽象的な学理に止まらない比較文化的な国家観や社会観が学ばれ、建前としての「国体」や天皇制ファシズムを相対化する冷静な批判精神の醸成は修身科の授業においてもなされていた。こうした倫理に関する学びは講義のみならず、教室外の部活動

や寮生活によっても支えられ、学生相互の学びを温かく見守る豊かな教養を体現した教員が存在した。

戦後の単線型学校教育体系への移行により大学に包摂されるようになった小中学校教員養成の大学教育に相応しい、「道徳指導法」の前提となるべき「倫理」ないしは「倫理学」教育はどのような内容構成を備えるべきなのか。本稿で検討した旧制高等学校における「修身」は、批判精神と学問研究によって基礎づけられているものの、今日的視点からは人権や公正、平和の議論の欠如等、多くの提起や問題があるのは確かであるが、戦前の小学校教員の「亜インテリ」<sup>33</sup>性を脱するための大学における「倫理学」教育の一つの在り方として豊かな示唆を与えているように思われる。

---

<sup>1</sup> 石田加郡雄「旧制高等学校学科課程の変遷」『国立教育研究所紀要』第95集（旧制高等学校に関する問題史的研究）1978年。

<sup>2</sup> 山本剛「旧制高等学校生徒の精神形成史研究—旧制高等学校の学科課程を通して」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊20号—1、2012年。

<sup>3</sup> 吉岡三重子「高等学校令施行前後の高等学校の変容：学科課程の変化に着目して」『人間文化創成科学論叢』（お茶の水女子大学）第19号2016年。同「1918年高等学校令による学科課程の改革：高等普通教育機関への変更に着目して」『中等教育史研究』24、2017年。

<sup>4</sup> 中学校の修身科についても、1886（明治19）年から「尋常中学校ノ学科及其程度」により「修身」は「倫理」となっているが、1901（明治34）年の「中学校令施行規則」では「修身」（「倫理学ノ一班」を含む）となっている。竹本英代「1902年中学校教授要目における『倫理学ノ一班』教授をめぐる論争」『教育学研究紀要』（中国四国教育学会）第39巻第1部1993年を参照。

<sup>5</sup> 佐佐木英夫「倫理と云ふ文字の歴史的研究」『日本大学文学部研究年報倫理学』1、1951年。浅井茂紀「倫理学の語源について：倫理の漢字と西周」『千葉商大論叢A一般教養篇』11（2）、1973年。子安宣邦「第4章翻訳語としての近代漢語：「倫理」概念の成立とその行方」『漢字論：不可避の他者』岩波書店2003年。西悠哉「『ethics』概念の受容と展開—倫理教科書を中心として」『佛教大学大学院紀要文学研究科篇』第38号2010年。江島尚俊「近代日本の大学制度と倫理学—東京大学における教育課程に着目して」『田園調布学園大学紀要』第10号2015年度。江島尚俊「明治期における『倫理書籍』の出版動向と『日本倫理』論の類型」『田園調布学園大学紀要』第11号2016年度。

<sup>6</sup> 以下、各省令等は官報ならびに『旧制高等学校全書』第二巻制度編・第三巻教育編1981（1985）年を参照。旧字体を新字体で表記する。

<sup>7</sup> 吉岡、2016年前掲論文。

<sup>8</sup> 帝国大学新聞高校部編『高等学校 進路と展望』考へ方研究社1932年。

<sup>9</sup> 同上45—46頁。

<sup>10</sup> 同上50頁。

<sup>11</sup> 同上52頁。

<sup>12</sup> 宮城敏夫「思い出二、三」和辻照編輯発行『和辻哲郎の思ひ出』1962年105—107頁。

<sup>13</sup> 高校時代の太宰については相馬正一『増補若き日の太宰治』津軽書房1991年、高橋宏宣「生家への愛と Kommunismus 思想の共存：弘前高等学校時代の太宰治」『研究紀要』（福島工業高等専門学校）第55号2014年を参照。

<sup>14</sup> 青森県近代文学館『太宰治・旧制弘高時代ノート「英語」「修身」』（資料集第5号）2008年（ノートと略記）。津島修治『太宰治自筆ノート〔修身〕翻刻』弘前大学附属図書

---

館 2012 年（翻刻版と略記）。

<sup>15</sup> 同上。安藤宏「解説太宰治の旧制高校時代のノートについて」青森県近代文学館『太宰治・旧制弘高時代ノート「英語」「修身」』（資料集第 5 号）2008 年。

<sup>16</sup> 木村純二「平成 22 年度太宰治自筆ノート研究プロジェクト『修身』報告書』『太宰治自筆ノート研究プロジェクト研究成果報告集』2011 年 35-36 頁。ノート 41-43 頁、翻刻版 125-126 頁。

<sup>17</sup> 同上 36-37 頁。ノート 30 頁、翻刻版 119 頁。

<sup>18</sup> 同上 36 頁。ノート 37 頁、翻刻版 23 頁。

<sup>19</sup> 山口徹「作家太宰治の揺籃期：中学・高等学校のノートに見る映画との関わり」『日本近代文学館年誌：資料探索』（10）2014 年。特集「今こそ読みたい太宰治」『東京人』398 号 2018 年 7 月。

<sup>20</sup> 木村純二『『修身ノート』について』『太宰治自筆ノート研究プロジェクト研究成果報告集』2012 年。

<sup>21</sup> 「池田光二旧蔵ノート修身科」（旧制高等学校記念館所蔵、登録番号 6020375）。以下、池田「修身ノート」と略記。

<sup>22</sup> 山極圭司『青春三十年 旧制水戸高等学校物語〔1920～1950〕』朝日新聞社 1999 年 144-160 頁。

<sup>23</sup> 伊豆山善太郎『水戸茶道史考』新しいばらきタイムス社 1988 年。『時乾坤 旧制高等学校物語 水戸高校編』財界評論社 1968 年 92 頁。

<sup>24</sup> 池田「修身ノート」の冒頭「仏教倫理」から 2 頁目中央、11 月 9 日の前の頁。

<sup>25</sup> 同上、冒頭「仏教倫理」から 12 頁目、2・1（2 月 1 日と思われる）の中央。

<sup>26</sup> 「講義ノート修身」（旧制高等学校記念館所蔵、登録番号 6004610）。以下、笠井「修身ノート」と略記。

<sup>27</sup> 「排球部」『旧制高知高等学校五十年史』旧制高知高等学校同窓会 1972 年 314-317 頁。笠井晶二「戦争末期のバレーボール」『京都大学バレーボール部 60 年史』1988 年 84-87 頁。

<sup>28</sup> 中谷彪『塩尻公明：求道者・学者の生涯と思想』大学教育出版 2012 年。

<sup>29</sup> 『高知高等学校一覽第十八年度（昭和 15-16 年）』1940 年。

<sup>30</sup> 池浦孝忍『日本精神の体系的闡明』目黒書店 1941 年。

<sup>31</sup> 笠井「修身ノート」、緒論の頁、中段。

<sup>32</sup> 同上、下段。

<sup>33</sup> 丸山眞男『増補版現代政治の思想と行動』未来社 1964 年 63-70 頁。

本稿の史料収集に際し、旧制高等学校記念館の石原花梨様をはじめ同記念館の関係者の皆様に大変お世話になりました。ここに記して深謝申し上げます。

（本稿は平成 30 年度愛知淑徳大学特定課題研究「旧制高等学校における倫理学教育と教養に関する研究」の成果の一部である。）